

(仮称) 島牧郡島牧沖洋上風力発電事業 計画段階環境配慮書に対する質問事項及び事業者回答

1. 全体に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-1	-	前倒し調査	1次	本事業に関し、アセス手続き迅速化等を目的とし、環境に関する前倒し調査を実施している又は実施を検討している場合、環境要素ごとに調査の実施時期や内容をご教示ください。	アセス手続き迅速化等を目的とした、環境に関する前倒し調査の実施及び実施の検討は行っておりません。
1-2	-	図書の公表	1次	貴社ウェブサイトによると、本配慮書のインターネットでの公表について、縦覧期間以降も継続され、情報公開に関する一定の配慮は認められるものの、「次の図書の公開日または一年経過日のいずれか早い日まで」との期限が設定されています。また、電子縦覧図書のダウンロード・印刷は不可能となっております。これらについて、図書の公表に当たっては、広く環境保全の観点から意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや継続して公表することにより、利便性の向上に努めることが重要と考えますが、事業者の見解を伺います。	アセス図書のダウンロード・印刷状況について、発電所に係る環境影響評価の手引（経済産業省）によれば、「方法書のインターネット上での公表に当たっては、当該図書が事業者の著作物であることや事業者以外の者が作成した地図、写真、図形などを含むことが多く、当該図書の無断複製等の著作権に関する問題が生じないよう留意する必要がある。また、方法書に関する著作権法上の権利は事業者に帰属するため、当該事業者以外の者がこれらの図書やその記載内容を取り扱う際にも、著作権法に基づく対応が必要となる。」とされており、仮に他者が使用した場合においても、弊社としては「無断複製等の著作権に関する問題が生じないよう留意する」ことは難しいものと考えため、前述の注意事項に基づき、引き続き印刷・ダウンロードは不可とせざるを得ないと考えております。 また、アセス図書の継続公開については、配慮書～準備書については事業計画や予測評価等が確定していないことから、一般の方の誤解・混乱を招かないようにする観点から、継続公開は実施いたしません。なお、弊社では環境影響評価手続きの最終段階である評価書、工事中・風車稼働後に実施する事後調査報告書については環境省図書館へ寄贈する方針としており、継続公開に努めております。
			2次	①1次回答にて「事業計画や予測評価等が確定していないことから、一般の方の誤解・混乱を招かないようにする観点から、継続公開は実施いたしません。」とされていますが、「次の図書の公開日」とは別に「一年経過日」との期限も設けられた理由をご教示ください。 また、期限設定にあたり、なぜ「一年」とされたのかをご教示ください。 ②図書の縦覧者数とインターネットで公開されたページへのアクセス数をそれぞれお教え頂けますでしょうか。また、その数値を見て、相互理解への効果を含めてどのようにお考えでしょうか。 ③公表期間終了後に計画内容の確認ができないことは、外部から事業による環境影響を検討する際の大きな支障となり得ますが、今後、さらなる公表期間の延長や、印刷・ダウンロードを可能とすることは検討されないのでしょうか。事業者の見解をご教示ください。	①アセス図書の公開期間は最大1年としているものの、1年以内に次段階の手続きに着手した場合は前段階の図書の公開は停止するため、公開期間の条件を分けております。現状、環境影響評価法にてアセス図書の公開期間は1月間とされており、弊社としてはアセス図書の継続公開に努めるべく、法定よりも長期間とした1年間としております。 ②当該数値は以下の通りとなります。縦覧者数は少数であるものの、電子縦覧によるアクセス数は一定数あり、利便性に優れた電子縦覧の必要性が高いものと考えます。また、本事業は開発初期段階であるところ、事業内容等に一定のご関心を寄せていただいているものと考えます。 図書の縦覧者数：2名 電子縦覧へのアクセス数：1,806回 ③アセス図書の公表期間の延長や、印刷・ダウンロードについては1次回答と同様となります。なお、周辺の他事業者の累積的影響について、情報提供を依頼された場合は適切に本事業の情報を共有したいと考えております。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-3	-	相互理解促進	1次	①関係自治体や住民の事業への理解を得るために、積極的な情報提供が必要と考えますが、現時点で事業者が考える相互理解の促進方法をご教示ください。 ②区域内には漁業権設定区域が含まれていることから、特に漁業関係者との相互理解の促進が重要であると考えますが、漁業関係者との現在の協議状況並びに協議の重要性についての事業者の見解をそれぞれご教示願います。	①本事業は再エネ海域利用法に基づく事業であり、選定事業者が未定であるため、現時点では関係自治体及び関係漁業協同組合への情報提供を適切に実施したいと考えております。地域住民の方々への情報共有については、混乱防止の観点より関係自治体へ確認を行い、関係自治体より住民への説明を求められた場合、実施してまいりたいと考えます。 ②ご指摘の通り、特に漁業関係者との相互理解の促進は重要であると考えており、本配慮書については漁業権を有する関係漁業協同組合への内容説明及びアセス図書の提供を行っており、今後も事業計画や環境影響評価に関して適切に情報共有や相互理解に努めたいと考えております。
			2次	①1次回答①について、地域住民への情報共有は「関係自治体より住民への説明を求められた場合」に実施することですが、地域住民から直接説明を求められた場合はどのような対応とするのか、事業者の見解をご教示ください。 ②1次回答②において、今後も適切に情報共有や相互理解に努める旨をご回答いただきましたが、具体的にどのような対応を想定されているか、差し支えない範囲で、事業者の見解をご教示ください。	①地域住民から直接説明を求められた場合においては、当事者様と協議を行った上で方針を検討したいと考えております。 ②漁業関係者のご要望や進捗等（事業計画の内容や環境影響評価）に応じて事業者から情報共有を行いたいと考えております。
追加 1-4	-	正確な図書の作成	1次		
			2次	①本図書には誤字脱字のほか不正確な内容が多数認められます。これまで、貴社の複数のアセス図書に対し、知事意見にて図書の正確性について指摘しておりますが、十分な改善がなされていないように思われます。本図書に対する知事意見を求められていますが、正しい内容が示されないことは、図書内容を的確に理解することに対する支障となっており、誤った判断を導きかねません。正確な図書が示されない原因及びこのような図書を作成し続けることについての貴社の認識を伺います。 ②地域住民等との相互理解の下に事業を進めていただきたいと考えておりますが、不正確な内容の図書を縦覧し一般意見を求めることや、関係者へ提供することは、誤った情報を周知することにつながり、相互理解の促進とは相反するのではないのでしょうか。事業者の見解をお示しください。 ③本図書については、縦覧期間終了後もインターネットでの公表が可能な状態にありますが、不正確な記載に関し、修正した正しい内容も公表する必要はないのでしょうか。事業者の見解をお示しください。	①確認が不十分であったと認識しており、今後図書内容を確認する人員を増やし、改善に努めてまいります。 ②アセス図書の内容不備については可能な範囲で間違い防止に努めたいと考えております。一部記載内容に誤りが見られたものの、配慮書に記載の本事業内容や周辺状況の概要は関係地域等へ適切に周知できたものと考えております。 ③インターネットによる電子縦覧については配慮書審査終了後に修正内容を公表いたします。

2. 「第2章 第一種事業の目的及び内容」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-1	3	2.1第一種事業の目的	1次	カーボンニュートラルとネイチャーポジティブは、同時に達成を目指すべき目標であると考えられますが、本事業におけるネイチャーポジティブに係る取組に対する事業者の見解をご教示ください。	着床式洋上風車の基礎部においては、藻場の創出や魚類の増集（いしゅつ）効果といった海生動植物の新たな生息環境が生まれる可能性もあることから、本事業の実施によってこれらがネイチャーポジティブに繋がる方向であれば良いと考えております。
			2次	風車の基礎部における藻場の創出や魚類の増集（いしゅつ）効果について、予測評価や事後調査、稼働後の定期的なモニタリングなどを実施する予定はあるのでしょうか。现阶段の想定で構いませんので、見解をご教示ください。	風車の基礎部における藻場の創出や魚類の増集（いしゅつ）効果については不確実性を伴うことから、事後調査等を実施する予定です。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-2	4	2.2.3第一種事業により設置される発電所の出力	1次	<p>風力発電機の最低単機出力を10,000kw、風力発電機の最大基数を56基程度とされています。</p> <p>一方、経済産業省が、島牧沖を有望な区域に選定した旨を発表した際の資料によると、島牧沖における10MW基数は、44基とされています。</p> <p>設置基数について、このような差が生じる要因をどのように考えているか、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>(https://www.meti.go.jp/press/2023/05/20230512001/20230512001-1.pdf)</p>	<p>経済産業省が公表した上限値555MWを参考とし、この容量を、想定し得る最小の風車の出力(10MW)で除した場合、$555MW \div 10MW/本 = 55.5本 \approx 56本$ となることから、56本としております。</p> <p>設置基数については、離隔をどう設定するかによっても変わるものだと認識しております。</p>
			2次	<p>方法書において、風車間の離隔の設定に対する見解や、風車の設置位置が示されるのかをご教示ください。</p> <p>なお、発電所に係る環境影響評価の手引では、「発電所アセス省令では、配置計画は既に決定されている内容に係るものに限るとされているが、特に風力発電所については風車の配置の環境影響評価手法への関連性が高いことから、なるべく実現性の高い配置案を記載することが望ましい。」とされていることを踏まえて、ご回答ください。</p>	<p>風車設置位置や離隔については、法定協議会の進捗や技術的な検討状況によるところもあるため、方法書への記載は未定となります。</p>
2-3	4	(1)事業実施想定区域の位置及び面積	1次	<p>①関係地方公共団体に黒松内町を含めない理由として、「主要な眺望点等から垂直見込角1度以上で視認できる風力発電機設置検討範囲がわずかであることなど」とされていますが、黒松内岳を主要な眺望点として確認されています。「既に入手している情報によって、一以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると判断される地域」に該当する範囲が黒松内町には存在しないと判断された具体的理由をご教示ください。</p> <p>②関係地域の選定について、黒松内町同様、長万部町及び今金町も垂直見込角1度の範囲に該当し、主要な眺望点も確認されていますが、これらの町とはどのような協議を行い、関係地域に該当しないと整理したのか、ご教示ください。</p>	<p>①黒松内岳からの眺望について黒松内町と協議し、黒松内岳から風力発電機設置範囲まで18km離隔(垂直見込角1.1度)があり、風力発電機全体を視認できる海域がわずかであること、垂直視覚と鉄塔の見え方(「景観対策ガイドライン(案)(UHV送電特別委員会環境部会立地分科会、1981年)」)によると、垂直見込角が1度程度の鉄塔の見え方は「十分見えるけれど、景観的にはほとんど気にならない。ガスがかかって見えにくい。」であるため、「景観への影響が極めて小さいため関係地方公共団体に含めなくて良い」との協議結果を得ています。</p> <p>②垂直見込角1度の範囲に、長万部町及び今金町が含まれていますがその大部分は森林地域であるため視界が限られること、また、長万部町の「長万部岳」、今金町の「カニカン岳」が存在しますが、地形によりほとんど遮蔽され、視認できたとしても風車の一部(上端付近)のみであること、各風車が1度以上で視認される可能性はありません。そのため、景観への影響はなく関係自治体に該当しないものと整理し、長万部町、今金町とは協議をしておりません。</p>
2-4	4	(2)事業実施想定区域の設定	1次	<p>①事業実施想定区域の設定について、再エネ海域利用法に基づき「有望な区域」として選定された区域を事業実施想定区域としていますが、他にも有望な区域があるにもかかわらず、なぜこの区域を選定したのか、理由をご教示ください。</p> <p>②「有望な区域」として選定された区域を事業実施想定区域に設定されたことですが、環境への配慮の観点から絞り込みを行う必要はないと判断された理由をご教示ください。</p>	<p>①風況や地形などの自然環境の条件、指定されている区域の規模や、設定されている漁業権などの社会的条件等を総合的に判断し、選定いたしました。</p> <p>②本事業の風力発電機設置検討範囲について、以下資料では沿岸部に至る範囲まで風車配置検討範囲とされているところ、沿岸部に存在する住宅への配慮や自然公園との重複を避けるといった環境配慮の目的より沿岸部より1km離隔して設定いたしました。有望な区域内の沖側については、法的な制限等が無いことから、現時点で環境への配慮の観点から絞り込みを実施しておりません。一方で、事業実施想定区域周辺の海域環境は現地調査にて詳細を把握し、予測及び評価結果を実施した上で当該結果に応じて事業計画に反映したいと考えております。</p> <p>なお、沿岸部から1kmまでの範囲は、海底ケーブルのルートや陸揚げ点が未定であることから、事業実施想定区域として設定いたしました。</p> <p><参考>4ページ目参照 https://www.meti.go.jp/press/2023/05/20230512001/20230512001-1.pdf</p>
2-5	7	図2.2.4-1事業実施想定区域の位置	1次	<p>せたな町側に1番近い風力発電機設置検討範囲について、幅がかなり狭く、風力発電機を設置できる場所が限られるように見えますが、設置可能な場所なのでしょうか。事業者の見解を伺います。</p>	<p>風力発電機設置検討範囲は、沖側に着床式風車の設置可能な海域として水深50mの等深線を、陸側は沿岸住宅や自然公園との離隔を目的に沿岸より1km離隔する形で設定しております。せたな町付近についてはかなり狭い範囲となっておりますが、風車設置の可能性はあると考えております。実際に設置するかどうかについては、今後の事業計画の検討結果や、法定協議会等のご意見等を踏まえ、決定するものと考えております。</p>
2-6	9	表2.2.4-1(現況写真)	1次	<p>晴れている日に撮影した写真があればお示しください。</p>	<p>現状晴れている日に撮影した写真はございません。方法書作成時は晴天時に撮影した写真に差し替えいたします。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-7	10	(3)事業実施 想定区域の概 況	1次	<p>①風力発電機設置検討範囲の設定に当たり、水深に関する情報をどのように活用されたのかをご教示ください。</p> <p>②主要航路、配慮が特に必要な施設及び住宅等の建築物、漁港について、その位置を図で示すとともに、事業実施想定区域の概況の把握の際にどのような資料を確認したのかをお示しください。 また、これらの図を事業実施想定区域の概況の説明にあたって示す必要はないと判断された理由をご教示ください。</p> <p>③1kmの離隔があれば、配慮が特に必要な施設、住宅等の建築物、自然環境保全区域、漁港への配慮が十分であると判断された理由をご教示ください。</p> <p>④事業実施想定区域に狩場茂津多道立自然公園の普通地域が含まれていますが、当該地域が海底ケーブルの陸揚げ地点などに選定され、改変される可能性はあるのか、事業者の見解をご教示ください。 また、風力発電機設置検討範囲に自然公園が重複しないよう配慮したとのことですが、離隔距離をお示しいただき、当該離隔距離をもって、配慮が十分であると判断された理由をご教示ください。</p> <p>⑤共同漁業権及び定置漁業権の設定区域について、風力発電機設置検討範囲と重複していますが、なぜこの区域を回避しなかったのか理由をご教示ください。</p> <p>⑥住居・配慮が特に必要な施設等だけではなく、事業実施想定区域内の漁業者にとっての日常的な生活の場（漁業権・漁場）についても騒音及び風車の影による影響が懸念されますが、今後、どのような対応を想定されているかをご教示ください。 なお、調査、予測及び評価の必要性に対する見解を含めた回答としてください。</p>	<p>①風力発電機設置検討範囲の設定に活用いたしました。着床式の場合、水深が深すぎると風車設置が困難となるため、水深50m以浅の範囲を設置検討範囲としております。</p> <p>②配慮書に下記のとおり記載いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要航路 海洋状況表示システム（海しる）によると、事業実施想定区域及びその周囲において、主要航路はないため、2章では図示しておりません。3章ではP3-12T(147)以降にAIS(自動船舶識別装置)に基づく船舶の通航量を図示しました。 ・配慮が特に必要な施設及び住宅等の建築物 住宅等は対象事業実施区域内にはないため、2章では図示しておりません。P3-139(159)及びP3-142(162)に記載した出典をもとに、P3-140(160)及びP3-142(162)に配慮が特に必要な施設及び住宅等の建築物の位置を図示しております。 ・漁港 漁港は風力発電機設置範囲内にはないため、2章では図示しておりませんが、国土数値情報漁港(平成18年度)をもとに、P3-192(212)に漁港を図示しました。 <p>③発電所アクセス省令第18条で環境影響を受ける範囲と認められる地域として「対象事業実施区域及びその周囲1キロメートルの範囲内の区域であること」とされていることから、配慮が特に必要な施設及び住宅等の建築物、自然環境保全区域から1km以上の離隔を確保することで、重大な環境影響は回避されるものと判断しています。また、航行の安全の観点より、漁港から1km以上の離隔を確保することに加え、方法書以降の手続きにおいて風力発電機の設置位置を検討することで、重大な影響は回避されるものと判断しています。</p> <p>④海底ケーブルの陸揚げ地点等は現在検討段階ですが、自然公園の改変は極力回避する方針です。また、風力発電機設置検討範囲と自然公園は300m以上の離隔があり、自然公園内の風力発電機設置に伴う改変を避けることで、重大な影響は回避した事業計画であると判断いたしました。</p> <p>⑤共同漁業権については、経済産業省が指定した有望区域の全域にかかっておりますため、回避できません。定置漁業権にかかるエリアについては、今後、漁業者様と協議の上、設置範囲を検討いたします。風力発電設備設置検討範囲は、あくまで設置する可能性のあるエリアという位置づけであり、確定したものではありません。</p> <p>⑥事業実施想定区域は海域であり、漁業関係者の操業環境に該当するものの、住居等の人の生活環境ではないことから、騒音や風車の影の現地調査、予測及び評価の対象外であると考えております。今後、海域の音環境として、本事業による影響が懸念される水中騒音を参考項目に選定した上で漁業者と密接な関わりのある魚類への影響を予測及び評価を実施いたします。</p>
			2次	<p>①1次回答③について、風車の影はローター直径の10倍の範囲内で影響が生じるという知見があり、本事業の風力発電機では最大で3km以内の住宅等に影響が生じる可能性が想定されますが、1kmの離隔があれば重大な影響は回避されると判断された根拠（離隔距離が1kmの範囲内と、1～3kmの範囲で影響の程度がどのように違うのか）をお示しください。 また、方法書以降の手続きにおいて風力発電機の設置位置を検討するとはしていますが、着床式風力発電機で設置位置が水深に制限されることから、設置検討範囲内で影響が回避可能なほどの離隔を取ることが可能であるのか、事業者の見解を伺います。</p> <p>②1次回答⑥について、今後事業計画を進める中で、漁業関係者から、魚類への影響だけでなく、操業の場における騒音や風車の影などによる影響について懸念が示された場合、どのような対応をお考えであるのかをご教示ください。</p>	<p>①風車の影は特定の方向に伸びやすいため、住宅等が影の伸びやすい方向に位置しないよう、風車配置を調整することができると考えます。概ね1kmの離隔があればそのような調整は可能と考え、風車の影以外の環境要素も考慮し、1kmの離隔があれば重大な影響は回避されると判断しました。 また、方法書以降の手続きにおいて、風車から伸びる影の方向に住居等があるかを考慮して風車配置を検討することにより、設置検討範囲内で風車の影による影響を回避することは可能と考えます。</p> <p>②操業の場における影響について懸念が示された場合、該当する項目の現地調査や予測評価等の要否について漁業関係者と協議を行うものと考えます。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 2-13	14 15	2.2.5第一種 事業に係る電 気工作物その 他の設備に係 る事項	1次		
			2次	風力発電機や搬出入経路などの具体的な位置が決定した段階で、工事中の濁水などについて、河川管理者及び海岸管理者と打合せしてください。	風力発電機や搬出入経路などの具体的な位置が決定した段階で、その内容を説明の上、必要な手続きの有無等について確認するため、河川管理者及び海岸管理者と協議を行います。
2-8	14	(1)風力発電機	1次	ブレード下端から海面までの高さをお示しください。なお、海面の変化により詳細な数値が出せない場合は、おおよその高さをご教示ください。	おおよそ30mです。
			2次	風力発電機の高さ（全高）の最大を330mとされていますが、再エネ海域利用法第10条第1項及び同法施行令第2条によると、促進区域の対象となる海域の上空の区域は、315mまでではないでしょうか。全高330mの風力発電機を設置することは可能なのか、また、なぜ、このような計画としたのか、事業者の見解をお示しください。	現在の再エネ海域利用法においては高さ330mの風力発電機を設置することはできませんが、洋上風車の単機出力の大型化が進んでおり、将来的な法改正を見込んで設定しています。
2-9	15	(2)工事期間 及び工事工程	1次	①再エネ海域利用法に基づく「促進区域」の指定までに、アセス手続のどの段階まで進める予定でしょうか。理由と併せてご教示ください。 ②冬季に施工することも検討されているのか、そのように考える理由と併せて、事業者の見解をご教示ください。	①現時点では未定となります。 ②基本的に洋上設備の設置工事に関しては、悪天候等による待機時間が長くなると予想されることから、現時点で冬季施工は検討しておりません。一方で今後、新たな工事手法の確立や機材の開発等があった際には冬季工事も施工する可能性があるものと考えております。また、陸上設備施工等については、冬季の施工の可能性がございます。
追加 2-14	15	(2)変電施設	1次		
			2次	「陸上に変電施設を設置する計画であるが、設置位置等の詳細は現在検討中である」とされていることについて、前回の審議会における回答の確認とはなりますが、変電施設の設置箇所は1箇所と考えてよろしいでしょうか。また、変電施設の設置について、環境影響評価の対象となるかに関わらず、環境への配慮について検討の上、設置位置等を検討されると考えてよろしいでしょうか。事業者の見解をご教示ください。	現時点では変電施設は1ヶ所で計画しておりますが、用地確保状況や技術的制約から、2箇所以上となる可能性もございます。また、変電施設の設置については環境への配慮に留意した上で設置位置等を検討いたします。
2-10	15	(3)送電線	1次	①海底ケーブルの配置やその陸揚げ地点について、方法書段階で各ルートや位置を示した上で、対象事業実施区域が設定されると考えてよろしいでしょうか。 ②海域におけるケーブルの設置範囲について、事業実施想定区域内のみを想定されているか、現時点での事業者の見解をご教示ください。 ③風力発電機間の海底ケーブル設置について、敷設や埋設等はどのような工法で行うことを想定しているのか、現時点で把握されている事例等でも差し支えありませんので、参考図等でお示し願います。また、この工法等は方法書段階で明らかにされると考えてよろしいでしょうか。	①方法書において海底ケーブルの陸揚げ点（候補）については示したいと考えておりますが、海底ケーブルの詳細配置については方法書時においても未定である可能性がございます。 ②現時点で海底ケーブルの陸揚げ点及び設置範囲については未定となるため、今後の状況によっては事業実施想定区域外となる可能性もあると考えております。 ③基本的には、風力発電機間の海底ケーブルは、海底ケーブル敷設船で敷設した後に、埋設機で埋設する想定ですが、その他の工法を採用する可能性もございます。海底ケーブルを埋設する場合の埋設深度は、1m～1.5mを想定しています。敷設及び埋設の参考図は、「着床式洋上風力発電導入ガイドブック（最終版）」の「図Ⅲ. 6.2-62 海底ケーブル敷設概念図、表Ⅲ. 6.2-14a 海底ケーブルの防護方法」を参照ください。工法については、方法書段階で確定している範囲について、記載したいと考えております。
			2次	①事業実施想定区域の沿岸に、農林水産省農村振興局所管の農地海岸が島牧村に含まれているため、海底ケーブルを当該海岸に敷設等される計画とする場合は、関係機関（後志総合振興局）と事前に打ち合わせを行ってください。 ②1次回答①において「海底ケーブルの詳細配置については方法書時においても未定である可能性」とされていますが、詳細配置の設定にあたっては、どのような検討をされることを想定されているか、可能な範囲でご教示ください。	①承知いたしました。 ②海底ケーブルの詳細配置については、施工可能な範囲内での最適ルートや、敷設範囲の地盤調査等の技術的な検討を行う計画となります。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-11	15	(3) 輸送計画	1次	①本事業実施にあたって、工事関係車両の走行は想定されていないのでしょうか。海上以外の輸送等に関する計画について、事業者の見解をご教示ください。また、工事関係車両の主要な走行ルートは、方法書段階で明らかにされるのかをご教示ください。	①資材等の搬出入の大部分は船舶で行う計画です。陸域の交通については、拠点港への工事関係者の通勤や、一部資材等の搬入に限られる想定ですが、現時点では具体的なルートや台数等は確定しておりません。方法書時点においても、工事関係車両のルートや台数は、全ては確定しませんが、決定している範囲については、記載したいと考えております。
			2次	②海上輸送の計画について、詳細は現在検討中とされていますが、使用する港や、基礎の保管・組立を行う場所についても検討中ということでしょうか。	②左記のとおり、検討中です。
2-12	17	(1) 周辺の風力発電事業の状況	1次	①番号2の島牧ウィンドファームはリプレースが完了し、基数等が変化していると思われるので、最新の状況をご教示ください。 ②（仮称）島牧美川・折川ウィンドファーム事業に係る計画段階環境配慮書が7月9日に公告されたので、留意するとともに、事業実施想定区域周辺における最新の情報の把握に努めてください。 ③事業実施想定区域周囲で稼働中もしくは計画中の他事業について、他事業の情報を入手し、環境影響評価に反映することは有効であると考えますが、現在までの協議状況についてご教示願います。また、今後他事業との環境影響（景観など）の累積的影響の評価についてどのように対応していく予定かをご教示願います。	①島牧ウィンドファームは「新島牧ウィンドファーム」としてリプレースが完了し、1基（定格出力4,300kW）が稼働しております。方法書では最新の状況を記載いたします。 ②周辺他事業に留意するとともに、事業実施想定区域周辺における最新の情報の把握に努めます。 ③現段階では本事業における風車配置計画等の事業計画が未確定である事項が多いことから、事業区域近傍に該当する他風力事業との協議は行っておりません。しかしながら、事業実施想定区域近傍における風力発電計画の進捗や既設風力発電所の位置を整理することで、周辺状況を整理しております。（P2-15(17)、2-16(18)記載） また、累積的影響については、今後事業の計画熟度を高めつつ、現地調査や予測評価を行う中で、累積的影響が懸念される環境項目については、他事業者への情報提供依頼を行い、実行可能な範囲で累積的影響の予測を行います。
			2次	1次回答①について、方法書においても工事関係車両のルートや台数の全ては確定しないとのことですが、「陸域の交通については、拠点港への工事関係者の通勤や、一部資材等の搬入に限られる想定」であるとしても、調査地点の設定等の根拠となる重要な情報ではないでしょうか。事業実施想定区域周辺では、利用できる道路や港が限られることから、工事関係車両のルート分散が困難となる可能性があることも踏まえ、事業者の見解をご教示ください。	1次回答①の通り、方法書時において工事関係車両のルートや台数の全てが確定しない可能性がございますが、最大想定として環境影響評価項目への選定や現地調査内容を検討したいと考えております。

3. 「第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-1	39	5) 河川及び湖沼の状況	1次	「事業実施想定区域及びその周囲においては、湖沼はない」とのことですが、図3.1.6-1景観資源の状況(p119)に示される湖沼は、区域周囲に存在するとは言えないのでしょうか。事業者の見解をご教示ください。	国土数値地理院情報湖沼（平成17年）に基づき、「事業実施想定区域及びその周囲においては、湖沼はない」といたしました。一方で、景観資源の状況（p119）との整合性より、方法書では「歌島沼、スナフジ沼、小田西沼、オコツナイ小沼及びオコツナイ沼が存在する」と修正いたします。
追加 3-25	40	図3.1.2-7主要な河川	1次		
			2次	事業実施想定区域に隣接して二級河川や普通河川が存在していますが、河川への影響が想定される場合は、対象事業実施区域からの除外を検討してください。	今後、事業実施想定区域に隣接する河川への影響が生じると判断された場合においては、事業区域からの除外も選択肢として関係機関と協議の上、事業計画を検討いたします。
3-2	49 53 54	2) 海底の地質	1次	事業実施想定区域の沖合についてのみ説明されていますが、事業実施想定区域に対する見解をお示しください。また、海底の地質に関する情報を、今後、対象事業実施区域や風力発電機の設置位置の検討にあたり、どのように活用されることを想定されているのか、そのように考える理由とあわせて、事業者の見解をご教示ください。	事業実施想定区域の沖合についてのみ説明していただいたので、下記のとおり修正いたします。また、下記質問番号3-3への指摘内容を踏まえ、当該図を修正します。 「事業実施想定区域の一部には細粒砂が分布している。また、事業実施想定区域の一部には中新世堆積層及び新第三紀～第四紀火山岩類が分布している。」 既存資料による情報では、事業実施想定区域内の海底地質の状況を網羅できないため、風力発電機の設置位置については、今後の海底地盤調査の結果も踏まえて検討する方針です。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-3	54	図3.1.4-5 (海底地質の 状況)	1次	図中に凡例が示されていない区域があります。それぞれの区域の凡例が分かるよう、修正した図をお示ください。	別添資料3-3にお示しいたします。
3-4	57 119	図3.1.4-6重要な地形及び地質 図3.1.6-1景観資源	1次	事業実施想定区域沿いに分布しているとされる海成段丘及び海食崖について、事業実施想定区域との重複の有無を明らかにしてください。(図からは、重複しているように見える部分があります。)	海成段丘及び海食崖について、事業実施想定区域との重複はございません。
追加 3-26	61	表3.1.5-4(2) 鳥類の重要な種	1次		
			2次	事業計画が天然記念物鳥類に対して文化財保護法第125条第1項の保存に影響を及ぼす行為であるか否かの意見を専門家から聴取してください。 また、事業計画が保存に影響を及ぼす行為の場合は文化庁と協議してください。	事業計画が天然記念物鳥類に対して文化財保護法第125条第1項の保存に影響を及ぼす行為であるか否かの意見を専門家から聴取いたします。 また、事業計画が保存に影響を及ぼす行為の場合は文化庁と協議いたします。
3-5	65	b)動物の注目すべき生息地	1次	出典の17)において、海鳥コロニーデータベースを北海道ホームページで確認されたとされていますが、当該ホームページは、北海道のホームページではありません。正しい内容をご教示ください。	正しくは環境省ホームページです。方法書で正しい内容を記載いたします。
			2次	海鳥コロニーデータベースでどの範囲のどの種類のデータを確認したのかを本事業と関連すると判断されたデータと合わせて改めてお示ください。 また、このような出典の掲載ミスは、科学的手続きの信頼性を著しく損ねます。いつ誰がどのくらいの時間をかけて海鳥コロニーデータベースの確認を行ったのか説明してください。	海鳥コロニーデータベースから、周辺地域の公開が許可されている情報をデータベースサイトで参照し、せたな町のウミネコのデータを配慮書に反映いたしました。位置情報等、参照したデータを別添3-5にお示しします。 株式会社建設環境研究所にて、令和6年5月に1時間程度かけてデータを参照いたしました。また、配慮書図書全体については、複数名が1週間程度かけて内容が妥当であるか確認しております。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-6	67 113	図3.1.5-1(2)動物の注目すべき生息地 図3.1.5-20海域生物の注目すべき生息及び生育の場	1次	<p>①生物多様性の観点から重要度の高い海域を4海域確認されていますが、どのような観点から重要と考えられるのか、海域毎にご教示ください。</p> <p>②風力発電機の設置予定範囲と生物多様性の観点から重要度の高い海域が一部重複していますが、これらの回避について検討されなかった理由をご教示ください。</p> <p>③事業実施想定区域と生物多様性の観点から重要度の高い海域が重複していることを踏まえ、今後どのような調査を行い、影響を回避・低減していく予定なのか、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①「生物多様性の観点から重要度の高い海域」は、環境省により指定された海域で、我が国周辺海域の生物多様性を保全していく上で重要度が高い海域を、生態学的及び生物学的観点から、科学的そして客観的に明らかにしたものです。生物多様性条約(CBD)第9回締約国会議(2008年)にて示されたEBSAクライテリア(1~7)及び独自の基準を加えた8つの抽出基準のいずれかを満たした範囲を、沿岸域、沖合表層域、沖合海底域ごとに選定しております。</p> <p>茂津多岬周辺(沿岸域)は、沿岸部に道路がないことから沿岸の自然性が高く保たれている(基準7)こと、また多くの鳥類の繁殖地が含まれるため重要とされておりあります。</p> <p>弁慶岬周辺海域(沿岸域)は、オットセイ、ゴマフアザラシがみられ、トドも一部上陸する特徴をもち、鳥類の営巣地及び魚類の産卵地として重要(基準2)とされておりあります。</p> <p>日本海・津軽海峡周辺(沖合表層域)は、魚類の産卵地であることから、個体群の存続・生息/生育のために必要な場所(基準2)であるとともに、高い生物学生産性を持つ種、個体群、または生物群集を含む場所(基準3)として重要とされておりあります。</p> <p>渡島半島(沖合海底域)は、後志海山等により多様な環境を呈するため多様な生物が生息すること、また湧昇流が起こるため海表面の生産性が高いほか、奥尻海嶺の北西斜面や東斜面には熱水噴出孔生物群集やバクテリアマットが確認されている(基準1,4,5,8)ため、重要とされておりあります。</p>
			2次	<p>1次回答③において、「現地調査の手法は、専門家ヒアリング等を踏まえて検討し、方法書にて記載」となっていますが、専門家ヒアリングは、環境要素の区分(例：底質、鳥類、海生哺乳類、魚等の遊泳動物、底生生物等)のそれぞれに対して実施される計画という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>②「生物多様性の観点から重要度の高い海域」は、入手可能なデータを用いた解析により、相対的に重要度の高い海域を抽出したものであり、抽出した区域が、そのまま規制等を含む保全施策を行う対象になるものではないとの原則が示されています。同指定海域の抽出は文献によるものであり極めて広い範囲が指定されていることから、今後の回避の必要性については、下記質問に対する回答のとおり、今後の現地調査の結果等から回避する必要がある海域については、現状の把握を行った上で判断したいと考えております。</p> <p>③今後、方法書段階において参考項目(例：底質、鳥類、海棲哺乳類、魚等の遊泳動物、底生生物等)の選定を行って現地調査を実施し、事業実施想定区域周辺の環境を把握した上で、事業実施による影響の程度について予測及び評価いたします。現地調査の手法は、専門家ヒアリング等を踏まえて検討し、方法書にて記載いたします。</p>
3-7	68	c)鳥類の渡りの経路等	1次	<p>「事業実施想定区域及びその周囲では、図3.1.5-2～図3.1.5-8に示すとおり、ノスリの渡り経路、オジロワシ、オオワシの渡り経路及び越冬期の分布、クマタカ等の生息分布が確認されている。」とのことですが、事業実施想定区域の周囲の範囲をどのように設定し、どの図を基に、そのように判断されたのかをご教示ください。</p>	<p>メッシュについては隣接するメッシュまでを周囲として捉えて整理してはしましたが、一部文章の記載事項に誤りがありましたので、下記のとおり修正いたします。</p> <p>「事業実施想定区域及びその周囲では、図3.1.5-2～図3.1.5-8に示すとおり、オジロワシの渡り経路、クマタカ、オオタカ、ハチクマ及びハヤブサの生息分布が確認されている。</p> <p>なお、オジロワシの渡り経路は、図3.1.5-5、クマタカ、オオタカ、ハチクマ及びハヤブサの生息分布は、図3.1.5-8を参考に整理した。」</p>
			2次	<p>1次質問で示された回答の修正はどの段階で反映するかをお示しください。</p>	<p>配慮書審査終了後に、インターネットによる電子縦覧については修正内容を公表いたします。また、方法書で修正内容を反映いたします。</p>
3-8	70 82	図3.1.5-3、 図3.1.5-4、 図3.1.5-14(渡り経路)	1次	<p>図内の事業実施想定区域の位置が実情と合致していないので、修正してください。</p>	<p>別添資料3-8にお示しいたします。方法書では事業実施想定区域の位置を修正いたします。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-9	76-78	図3.1.5-11～13 EADASセンテ化*タイムツ	1次	事業実施想定区域が含まれるメッシュと隣接するメッシュの情報も含めた図をお示しください。	別添資料3-9にお示しいたします。
3-10	78	図3.1.5-13 EADASセンテ化*タイムツ (海域)	1次	海鳥の洋上分布により注意喚起メッシュ(海域)のレベル1と重複していますが、これらの種の行動範囲を踏まえ、今後どのように対応していく予定か、事業者の見解をご教示ください。	今後の現地調査において、当該種を含めた鳥類の海上利用の状況を把握し、その結果を踏まえて影響予測を実施する方針です。
3-11	90	図3.1.5-16 植生自然度	1次	植生自然度6～8の判別が付きにくいので、現存植生図(p87、88)のように植生自然度の番号を図中に付したものをお示しください。	別添資料3-11にお示しいたします。
追加3-27	109	表3.1.5-19海域生物の重要な種の選定基準とカテゴリー	1次		
			2次	国際自然保護連合の「IUCN絶滅危惧種レッドリスト」を選定基準に加える必要はないでしょうか。オウギハクジラやツチクジラが、環境省のレッドリストには掲載されていないが、IUCNのレッドリストでは、NT(準絶滅危惧)に指定されていることを踏まえて、事業者の見解をご教示ください。なお、そのように考える理由も含めてご回答をお願いします。	「我が国のレッドリスト作成・評価はIUCNレッドリストを参考にされている。」と「レッドリスト作成の手引」(令和2年、環境省)にございますこともあって、別途IUCNのレッドリストを選定基準には加えておりませんが、ご指摘、及びクロツチクジラ等が指定されていることを踏まえ、レッドリストの改定状況や、「発電所に係る環境影響評価の手引き」(令和6年、経済産業省)、各種の技術ガイドや指針等の内容も参考にし、方法書段階においてIUCNのレッドリストの追加を検討いたします。
3-12	118	3.1.6景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	1次	文献その他の資料により確認されていますが、関係市町村にヒアリングは実施しているでしょうか。実施している場合にはその結果概要を、実施していなければその必要性について、事業者の見解をご教示願います。	関係町村との協議の際、景観について重要な地点がないかヒアリングを実施しており、文献その他資料による確認で問題ない旨回答いただいた上で、調査を実施いたしました。
			2次	①寿都町長から、弁慶岬及び磯谷高原を主要な眺望点として含めることを求める意見が出されています。1次回答からは、各関係町村から「文献その他資料による確認で問題ない」と回答されたことを踏まえ、文献調査を実施したと理解しましたが、その理解でよろしいでしょうか。異なる場合は、どのような内容でヒアリングをしたのか、具体的にご教示ください。 ②上記①のとおりである場合、文献調査後に調査結果の確認を各関係町村に実施したのでしょうか。実施していない場合は、なぜ実施せずとも十分に主要な眺望点を選定できていると考えたのか、事業者の見解を伺います。 ③観光協会、商工会、道立自然公園管理者等へヒアリング対象を広げ、選定地点に不足がないか確認する必要はないでしょうか。事業者の見解をご教示ください。	①各関係町村から「文献その他資料による確認で問題ない」と回答されたことを踏まえ、文献調査を実施いたしました。 ②関係町村へ調査結果の確認を求められなかったため実施しませんでした。方法書作成にあたっては改めて文献調査を実施するとともに、各関係町村に確認を求めるようにいたします。 ③方法書作成にあたっては、関係町村に観光協会、商工会、道立自然公園管理者の他にもヒアリング先がないか相談のうえヒアリング対象を広げ、選定地点に不足がないか確認します。
3-13	118	1)主要な景観資源	1次	①2)主要な眺望点では、「地域の良好な景観資源」「主な展望地」(関係(総合)振興局ホームページ)を出版とされているのに対し、主要な景観資源の出版として当該ホームページは挙げられていません。確認した結果、主要な景観資源として選定すべき景観資源はなかったと考えてよろしいでしょうか。 ②歴史的・文化的な景観資源について選定がありませんが、事業実施区域及びその周辺では確認されなかったということでしょうか。なお、歴史・文化性の観点からの選定をされていない場合は、その必要性について、事業者の見解をご教示ください。	①景観資源は広範囲に面的、線的に存在するため、その範囲が記載されている「第3回自然環境保全基礎調査北海道自然環境情報図(渡島・桧山・後志)」(環境庁、1989年)と「国土数値情報 地域資源(平成24年)」を参考に図書を作成しました。 ②聞き取り調査を行った結果、歴史的・文化的な景観資源に選定すべき地点についてご指摘がありませんでしたので、自然景観資源のみ選定いたしました。発電所に係る環境影響評価の手引において、景観資源とは自然景観資源及び歴史的文化的財価値のある人文景観資源とされているため、参照する文献について改めて検討し、方法書にて整理いたします。
			2次	①1次回答①について、「地域の良好な景観資源」「主な展望地」(関係(総合)振興局ホームページ)を出版に含める必要はないと判断された理由をご教示ください。 ②「地域の良好な景観資源」リスト(後志総合振興局ホームページ)に挙げられている大平海岸及び江ノ島海岸を主要な景観資源として選定する必要はないか、事業者の見解をご教示ください。 ③上記①②に対する回答を踏まえ、方法書作成時に「地域の良好な景観資源」「主な展望地」(関係(総合)振興局ホームページ)を出版に含める必要はないか、事業者の見解をご教示ください。	①「第3回自然環境保全基礎調査 北海道自然環境情報図(渡島・桧山・後志)」(環境庁、1989年)と「国土数値情報 地域資源(平成24年)」で必要な地点が把握できていると考え、含めておりませんでした。方法書以降で追加いたします。 ②方法書以降では、大平海岸及び江ノ島海岸を景観資源として選定いたします。 ③方法書以降で関係振興局ホームページの「地域の良好な景観資源」「主な展望地」を出版に含めることといたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-14	120	2) 主要な眺望点	1次	<p>①海岸線沿いで選定されている主要な眺望点が少ないのではないのでしょうか。島牧村の商工会のサイトには、江ノ島海岸、大平海岸、弁慶岬、歌島高原、モツタ海岸温泉等、事業実施想定区域や区域越しに日本海を眺望する地点があることから、主要な眺望点として選定すべき地点が不足しているのではないのでしょうか。地点の再選定が必要と考えますが、現時点での選定地点に不足はないか、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>②本地域は、島牧村役場付近をはじめ、地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所が東西に広く存在することから、そのような地点も主要な眺望点として選定する必要はないか、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①島牧村へ景観上重要な地点について聞き取り調査を行った結果、左記の海岸等は挙がらなかったため選定しておりません。現時点での選定地点に不足はないと考えますが、配慮書に対する住民意見において、左記の地点に対してご懸念の声があった場合には、地点の再検討を含めて検討します。</p> <p>②文献をもとに計画段階の環境配慮事項について調査、予測、評価の結果を配慮書に記載しているため、現時点において、地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる具体的な場所を住民にヒアリングするなどの現地踏査は実施しておりません。地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所について、方法書で身近な景観（身近な視点場）として選定いたします。</p>
			2次	<p>①「主要な展望地」リスト（後志総合振興局ホームページ）を出典とされていますが、当該リストに挙げられている歌島高原を主要な眺望点として選定する必要はないと判断された理由をご教示ください。</p> <p>②寿都町長から、弁慶岬及び磯谷高原を主要な眺望点として含めることを求める意見が示されていますが、どちらも出典とされている「観光」（寿都町ホームページ）に掲載されています（9/6時点）。このため、弁慶岬及び磯谷高原を主要な眺望点として選定する必要はないと判断された理由をご教示ください。</p> <p>③歌島高原、弁慶岬及び磯谷高原について、方法書では主要な眺望点として選定するのか、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>④1次回答①について、洋上風力発電事業であり、海岸沿いから海を見渡す眺望に大きく影響が出ることが想定されるにもかかわらず、出典とされている商工会のサイトで紹介されている海岸を一切、選定する必要がないと判断された理由をご教示ください。なお、島牧村から特段の意見がなかったことだけを理由にするのではなく、洋上風力発電事業であることを踏まえてもなお、事業者判断で海岸を選定しなくても良いとした理由をご教示ください。</p>	<p>①一次抽出時に主要な眺望点として抽出しておらず、その内容の妥当性の確認に不足があったことによる抽出漏れと考えます。</p> <p>②一次抽出時に主要な眺望点として抽出しておらず、その内容の妥当性の確認に不足があったことによる抽出漏れと考えます。</p> <p>③方法書及びそれ以降では、歌島高原、弁慶岬及び磯谷高原を主要な眺望点として選定いたします。</p> <p>④島牧村商工会のサイトでは、海沿いとしては茂津多岬、大平海岸、江ノ島海岸及び本目岬灯台が紹介されています。茂津多岬と本目岬灯台は主要な眺望点として選定しています（茂津多岬については付近で最も眺望が良くと考えられる茂津多岬灯台として選定）。大平海岸と江ノ島海岸については、当該サイトでは海岸から周辺への眺望を楽しむという記載はありませんが、方法書及びそれ以降では、改めて主要な眺望点としての選定を検討します。</p>
3-15	123	(2) 人と自然との触れ合いの活動の場	1次	<p>島牧村の商工会のサイトにおいて、キャンプや釣りができるとされている江ノ島海岸、大平海岸など、人と自然との触れ合いの活動の場として選定すべき地点が不足しているのではないのでしょうか。地点の再選定が必要と考えますが、現時点での選定地点に不足はないか、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響として、施設の使用による活動特性（景観）の変化があげられます。しかし、島牧村へ景観上重要な地点について聞き取り調査を行った結果、左記の海岸等は挙がらなかったため選定しておりません。現時点での選定地点に不足はないと考えますが、配慮書に対する住民意見において人と自然との触れ合いの活動の場における活動特性（景観）について懸念する声があった場合には地点の再検討を検討します。</p>
			2次	<p>①現時点で設置を予定している風力発電機が大型であることを踏まえると、景観変化だけでなく騒音や風車の影の影響も考えられないのでしょうか。事業者の見解を伺います。</p> <p>②航空障害灯による影響を踏まえ、星空観察が行われている場所についても確認し、配慮すべきと考えますが、事業者の見解を伺います。</p>	<p>①人と自然との触れ合いの活動の場の位置や利用状況によっては、騒音や風車の影の影響も考えられます。そのため、今後人と自然との触れ合いの活動の場などの地点について改めて確認したうえで、必要に応じて騒音や風車の影の影響を検討いたします。例としては、スキー場のグレンデに風車の影が映って滑走に支障を及ぼす可能性がある場合や、公園で聞こえる風車音によってスポーツの実施に支障を及ぼす可能性がある場合が考えられます。</p> <p>②星空観察が行われている場所についても確認し、例えば定期的な小中学校の利用があって教育委員会からの意見がある場合など、必要に応じて配慮を検討いたします。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 3-28	132	3. 2. 2土地利用の状況	1次		
			2次	農地法に基づく農地転用許可及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発行為許可に関し、以下の事項に配慮願います。 ○農地法に基づく農地転用許可 事業予定地が、農地法に規定する農地又採草放牧地である場合は、同法に基づく農地転用許可が必要であるため、当該地の現況地目について、農業委員会と十分調整すること。 ○農振法に基づく開発行為許可 事業予定地が、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域内である場合は、区域内での開発行為は規制されているので、地域農業の振興に支障が生じないよう、市町村農振担当部局と十分調整すること。	承知いたしました。
追加 3-29	132	1)土地利用基本計画に基づく区域の指定状況	1次		
			2次	①事業実施想定区域は、自然公園地域に掛かっています。 土地利用基本計画図の変更がある場合は、所定の手続きが必要となりますので留意願います。 ②「事業実施想定区域及びその周囲」として指定状況が記載されていますが、方法書以降においては、対象事業実施区域内に存在しているか否かを明確にした記載とるようにしてください。	①承知いたしました。 ②方法書以降においては、対象事業実施区域内に存在しているか否かを明確に記載いたします。
追加 3-30	134	図3. 2. 2-1(2) (森林地域)	1次		
			2次	事業実施想定区域の周囲は、地域森林計画対象民有林であり、1haを超える開発行為（土地の形質を変更する行為）をする場合は、知事の許可を受ける必要がありますので後志総合振興局産業振興部林務課と打合せ願います。 なお、次に該当する場合は、上記許可に際し、知事が北海道森林審議会に諮問し、答申を受ける必要がありますので、留意願います。 【新規許可の場合の審議会諮問基準】 ①開発行為に係る森林面積が10ha以上のもの。 ②開発行為に係る森林面積が10ha未満であって、全体計画の一部についての申請である場合は、全体計画の開発行為に係る森林面積が10ha以上のもの。 ③開発行為に係る森林の全部又は一部が、水資源保全地域にあるもの。 （最新の水資源保全地域については別途確認してください。）	承知いたしました。
3-16	138	1)河川及び湖沼	1次	①さけ・ます増殖事業が行われている河川を確認したことですが、孵化場のある河川が確認対象であり、さけ・ます増殖河川への該当有無は確認してないということでしょうか。 確認対象をどのように設定したのか、そのように設定された理由とあわせて、ご教示ください。 ②質問番号3-1に対する回答を踏まえ、湖沼に対する見解をお示しください。	①配慮書段階では、さけ・ます増殖事業が行われている河川として、「孵化場施設を有する」点に限定したため、当該施設のある河川のみを抽出しました。今後、さけ・ます増殖河川への該当の有無について確認し、方法書に記載いたします。 ②国土数値地理院情報湖沼（平成17年）に基づき、「事業実施想定区域及びその周囲においては、湖沼はない」といたしました。一方で、景観資源の状況（p119）との整合性より、方法書では歌島沼、スナフジ沼、小田西沼、オコツナイ小沼及びオコツナイ沼について、利用実態を記載いたします。
			2次	①事業実施想定区域に隣接する次の河川については、さけ・ます増殖事業を実施しているため、環境影響評価などによって、地域漁業者等の不安や疑問を払拭するよう、関係先に事前に協議してください。 ○ 保護水面・資源保護水面 泊川、千走川、須築川、大平川（資源保護水面） ※ 関係先 （地独）北海道立総合研究機構水研本部 さけます・内水面水産試験場 ○ さけます増殖河川 大平川、泊川、千走川、折川 ※ 関係先 （一社）日本海さけ・ます増殖事業協会 ②湖沼の利用状況について、現時点で把握されている内容をご教示ください。 また、方法書作成時には、利用状況を適切に把握するため、どのような対応を想定されているかをご教示ください。	①事業実施想定区域に隣接するさけ・ます増殖事業を実施している河川については、関係先と事業計画内容や環境影響評価の状況等を適切に共有を行うよう留意いたします。関係者より疑問等が示された場合は適切に協議を行うものと考えます。 ②現時点では配慮書でお示しした文献情報のみのため、方法書作成時には地元自治体等への聞き取り調査を行うなどして利用状況を適切に把握いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 3-31	138 ~ 143	1) 海域	1次		
			2次	<p>漁業権を有する関係漁業協同組合との相互理解に対する見解については、質問番号1-3でご回答いただいておりますが、事業実施想定区域については、漁船を利用して漁場内を移動して漁具設置する刺し網漁業や、漁具を一定期間同じ場所に設置する養殖漁業、定置網漁業、潮間帯などの浅い海域で磯廻りをしながら徒手などでウニやコンブを採取する採介藻（さいかいそう）漁業など、多様な漁業を営んでいる海域となっています。</p> <p>また、当該海域における発電施設構造物の具体的な姿は未定ですが、50メートル付近までの水深帯での事業が想定されており、事業予定海域に近い地域を拠点としている地元漁業者のほか、全道各地から、いか釣り漁業などの操業のために、地元漁業者以外の方々も入り会って操業が行われる海域です。</p> <p>このため、海底ケーブル等の設置も含め、水面利用上の競合に関する支障の有無について、島牧漁業協同組合を主として、関係する漁業協同組合への周知と事前の協議をしてください。</p> <p>あわせて、発電施設本体や工事等による水産動植物の生育等に関する影響の有無について、十分に説明されていない状況であることも踏まえ、環境影響評価手続に限らず、地域漁業者等の不安や疑問を払拭するよう、関係する漁業協同組合等と事前に協議してください。</p>	承知いたしました。
3-17	153	図3.2.4-2(7) 船舶の通行量の状況 (2020年7月)	1次	事業実施想定区域の北部に船舶の利用が見られますが、当該箇所を風力発電機設置検討範囲に含めることで船舶の航行に影響はないのでしょうか。	現段階で船舶の利用による風力発電機設置等への影響については、船舶の通行量の状況(3-133)によれば、2020年の1年間のうち、7月の一時的な期間の利用であることから、影響は小さいものと考えております。一方で、一時的な利用が確認されたことから、今後、漁業者等の船舶利用者と協議を行いながら事業計画を検討いたします。
3-18	161	(2) 住宅等の状況	1次	「住居等」及び「住宅等」の文言について、どのように使い分けしているのかをご教示ください。	同義で使用していたため、方法書以降では「住宅」に統一いたします。
3-19	162	図3.2.5-2 住宅等の分布状況	1次	住宅等との位置関係が判別しやすくなるよう、拡大図をお示しください。	別添資料3-19にお示しいたします。
3-20	167	図3.2.7-2 産業廃棄物処理事業者の分布状況	1次	出典の「産業廃棄物処理業者名簿(令和5年9月30日現在) 産業廃棄物処分業者」は施設の所在地を掲載しておらず、本社の住所を掲載しておりますが、当該図に示された地点は本社の所在地でしょうか。	当該図は本社の所在地を掲載いたしました。方法書では施設の所在地の情報収集に努めます。
3-21	194	(b) 自然環境保全地域等	1次	記載内容が、(a) 自然公園と同一となっています。本項目に関して確認した結果をお示しください。	正しくは以下の記載となります。 「事業実施想定区域及びその周囲においては、「自然環境保全法」(昭和47年6月22日法律第85号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)及び「北海道自然環境等保全条例」(昭和48年12月11日条例第64号、最終改正：令和2年3月31日条例第19号)に基づく自然環境保全地域等の指定状況は図3.2.8-3に示すとおりであり、事業実施想定区域及びそのその周囲には、大平山自然環境保全地域が存在する。」 方法書において、他の項目の記載内容も同様に修正いたします。
3-22	198	図3.2.8-4 史跡・名勝・天然記念物	1次	凡例が、図3.2.8-3と同一となっています。図題に示す内容をお示しください。	別添資料3-22にお示しいたします。
追加 3-32	201	5) 景観法等の指定状況	1次		
			2次	<p>地域の景観の保全を考える上では、風力発電設備の位置・配管や意匠形態に配慮することのみならず、地域住民との間にどれだけ合意形成が図られているかが重要となります。風力発電設備の建設と周囲景観の保全について、地域住民への積極的な情報提供や説明などにより、相互理解の促進に努めてください。</p> <p>また、周囲との調和を図るために</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「北海道景観計画」 ・「北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン」 <p>を参考にし、事前相談を行うなど、景観法の届出の手続きが順調に行えるようにしてください。</p>	<p>風力発電設備の建設と周囲景観の保全について、地域住民への積極的な情報提供や説明などにより、相互理解の促進に努めます。</p> <p>また、ご提示いただいた資料を参考にし、事前相談を行うなど、景観法の届出の手続きが順調に行えるようにいたします。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-23	205	図3.2.8-7 保安林の指定状況	1次	出典の情報平成30年、令和3年度と、最新の情報を反映できていないと思われるが、関係機関に指定区域が更新されていないか確認する必要があるのではないだろうか。 配慮書作成段階での確認の必要性、また、方法書作成段階での確認の必要性について、事業者の見解をご教示ください。	本事業は洋上風力発電事業であり事業実施想定区域内には保安林は分布していないことから、作成時にweb上で確認したデータを最新情報として作成しました。方法書作成段階では、入手可能な最新の情報が古い場合には、指定区域の更新有無を確認いたします。
			2次	事業実施想定区域の周囲は、保安林に指定されているので保安林を避けた計画としてください。 やむを得ず保安林内での計画が必要な場合は、後志総合振興局産業振興部林務課と速やかに打合せしてください。 また、次に該当する場合は、保安林の転用に係る解除に際し、知事が北海道森林審議会に諮問し、答申を受ける必要があるため留意願います。 【保安林の転用に係る解除の場合の審議会の諮問基準】 ※林野庁所管の保安林におけるものを除く。 ①転用に係る面積が1ha以上のもの。 ②転用に係る面積が1ha未満であって、次に該当するもの。 ・転用の目的、態様等からして、国土保全等に相当の影響を及ぼすと認められるもの。 ・森林審議会の諮問を要する林地開発行為の許可と一体となって、保安林の解除を要するもの。	承知いたしました。
追加 3-33	206 207	図3.2.8-8 図3.2.8-9 砂防指定地、土砂災害（特別）警戒区域の指定状況	1次		
			2次	事業実施想定区域の周囲に、砂防指定地や土砂災害警戒区域があることから、後志総合振興局小樽建設管理部と打合せをしてください。	承知いたしました。
追加 3-34	209	図3.2.8-11 山地災害危険地区の状況	1次		
			2次	事業実施想定区域の周囲には、「山地災害危険地区調査要領」（平成18年7月林野庁）に基づく、山地災害危険地区が存在しており、土砂災害の発生のおそれがあることから、山地災害危険地区へ影響しない場所への施設計画を検討してください。	承知いたしました。
追加 3-35	212	図3.2.8-13 海岸法等の指定状況	1次		
			2次	海岸保全区域について、農地海岸保全区域の指定状況のみが示されておりますが、農地海岸以外の保全区域についても指定されているのではないのでしょうか。後志総合振興局小樽建設管理部に確認の上、正しい内容をご教示ください。 また、本事業の実施に関し、後志総合振興局小樽建設管理部と打合せ願います。	本配慮書においては、文献調査（海洋状況表示システム）にて海岸保全区域の確認を行ってまいりました。その後、後志総合振興局小樽建設管理部様へ問い合わせを行った結果を踏まえ、新たに別添資料3-35の図面を作成いたしましたので、差し替えいたします。
3-24	220 221	表3.2.8-41関係法令等一覧	1次	図3.2.8-13海岸法・港湾法・港則法及び漁港漁場整備法の指定状況（p212）には、農地海岸保全区域の位置が示されていますが、本表では、事業実施想定区域の周囲に海岸法に基づく海岸保全区域はないとされています。 本表において、事業実施想定区域の周囲とは、どのような範囲とされているのかをご教示ください。	事業実施想定区域が収まる範囲（図郭1:20万）を「事業実施想定区域の周囲」と考えております。方法書以降で、関係法令等の一覧に、事業実施想定区域の周囲に海岸保全区域があることを記載いたします。

4. 「第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-1	224	表4.1-1計画段階配慮事項の選定 【超低周波音】	1次	本配慮書では「超低周波音」を配慮事項として選定されておりませんが、住民等から超低周波音による不安や懸念が示された場合、現時点で事業者としてどのような対応を見込まれているのかご教示願います。	今後、住民等より超低周波音に関する不安や懸念に関するご意見等をいただいた際には項目選定の有無を検討したいと考えております。
			2次	検討した結果、調査、予測及び評価をしないことも見込まれているのでしょうか。また、検討の結果、調査等を実施しない場合には、不安や懸念を示している地元の住民等に対し、どのような対応を見込まれているのでしょうか。事業者の見解をご教示願います。	検討した結果、環境影響評価項目として選定しないこともあり得ます。不安や懸念に関するご意見が限定的であった場合、個別に丁寧にご説明させていただくことが考えられます。具体的な説明は個別の不安や懸念の内容によりますが、超低周波音がどういふものか知りたいということであれば、身の回りの超低周波音の大きさを文献から示したり、実際の超低周波音の測定を見ていただくことが考えられます。また、本事業に係る風車配置や諸元をお示しできる段階であれば、風車配置や諸元、住居や地形の状況等を踏まえた説明をさせていただくことが考えられます。
4-2	224	表4.1-1計画段階配慮事項の選定 【水の濁り】	1次	工事の実施による影響は方法書以降の手続きで取り扱うとしていますが、「水の濁り」について、事業実施想定区域周辺では藻場等の分布が確認されており、水の濁りの影響が懸念されるため、現時点では、どのような環境保全措置をお考えかご教示願います。 その際、工事の際に巻き上げられた砂や泥のうち、粒子が小さく沈降速度の遅いものは、潮流によっては数km先まで運ばれ、藻場の環境に影響を与えるおそれに対して、調査・予測・評価を行う必要性について言及願います。	工事中における水の濁りに関する環境保全措置内容は未定となるため決定事項ではありませんが、風車基礎及び海底ケーブル敷設による改変範囲は可能な限り最小限とする、工事工程の調整により工事量の平準化を図るといった措置があるものと考えております。また、文献調査により、事業実施想定区域周辺の沿岸部には藻場が存在していることを確認しており、今後、調査、予測及び評価を行う必要があるものと考えております。
4-3	224	表4.1-1計画段階配慮事項の選定 【水中音】	1次	本配慮書では「水中音」を配慮事項として選定されておりませんが、「洋上風力発電所等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書」（環境省、平成29年）において、選定することが適当と考えられる項目とされていることを踏まえ、配慮事項として選定する必要性、及び今後、調査、予測及び評価の対象とすることについて、事業者の見解をご教示ください。	本事業は、風力発電機の位置、規模、基礎構造等が検討段階であり、工事の実施による影響を検討する上で必要な熟度がないことから、配慮書段階では工事の実施による影響は対象としておりません。 一方、ご指摘のとおり、水中音は現時点では一般的な信頼性が確保される程度の知見が確立されていない他、海域生物への影響が生じる可能性が示唆されております。 今後、方法書段階にて、水中音を参考項目として選定し、調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討いたします。
4-4	224	表4.1-1計画段階配慮事項の選定 【流向・流速】	1次	本配慮書では「流向・流速」を配慮事項として選定されておりませんが、「洋上風力発電所等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書」（環境省、平成29年）によれば、沿岸域に設置される場合は「現時点では環境影響の程度が不明確であるが、評価対象とすべき場への影響が想定され、また浅海域に設置される場合は流向・流速の変化等によって海底や海浜、砂丘等への影響を及ぼすおそれがあるため、着床式の場合には、当面は評価項目として選定することが考えられる」とあります。上記報告書では沖合風力発電所と沿岸風力発電所に明確な区分を行っていないものの、P14では「陸域から一定距離以上離れた海域であっても目安とする水深よりも浅い場合は、個別の事業の状況に応じた取扱い（環境保全が必要と考えられる対象の確認調査等）とすることが考えられる」としています。他の質問でも潮流の変化による生態系への影響について指摘しているように、本事業でも「環境保全が必要と考えられる対象」の存在が予想されることから、上記報告書の沿岸域の場合の考えに則り、適切な方法で調査、予測及び評価を行う必要があるのではないのでしょうか。事業者の見解をお示しください。	「洋上風力発電所に係る環境影響評価手法の技術ガイド」（令和5年12月、環境省：以下、「令和5年版技術ガイド」）において、流向・流速については、既存知見及び環境省が海洋構造物を対象として実施した現地調査結果より、流向・流速の変化が生じる範囲は限定的（流速1.0m/s、直径10mの基礎で、10D=100m程度まで乱流が発生）であることが示されていることから、重大な影響が生じる可能性は低いものと考え、配慮書段階において、選定していません。 風力発電機の位置、規模、基礎構造等の事業計画の熟度が増す方法書段階において、改めて影響の程度や範囲等に関する国内外の知見を整理し、環境影響評価における項目選定について検討いたします。
			2次	流向・流速の変化が生じる範囲が限定的であることにより、重大な影響が生じる可能性は低いとされていますが、例えば、風車基礎の周囲など、限定的な範囲内において重大な影響が生じることは想定されないのでしょうか。事業者の見解をご教示ください。	計画段階配慮事項における重大な影響を受けるおそれについて、影響が可逆的、短期的または限定的である場合等は選定しないことができるものと認識しております。また先行事例として、「着床式洋上風力発電の環境影響評価手法に関する基礎資料（最終版）」（2018年、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）における銚子沖の実証機の事後調査結果では、「基礎洗掘対策周辺の浸食・堆積状況に大きな変化はみられず」とあり、重大な影響があるとの記載とはなっておりませんが、ご指摘を踏まえ、方法書段階において、環境影響評価における項目選定について、最新の知見を踏まえ、検討いたします。 (https://www.nedo.go.jp/library/fuuryoku_d.html)

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-5	225	表4. 1-2 計画段階環境配慮事項として選定する理由又は選定しない理由【陸域植物】 【陸域生態系】	1次	非選定理由に「陸域の直接的な改変はほとんどない」とありますが、「直接的な改変」は何を、「ほとんど」はどの程度の規模を指しているのでしょうか。わずかでも改変の可能性があるのであれば、その改変部に対する予測及び評価が必要と考えますが、事業者の見解をご教示ください。	海底ケーブルの陸揚げ地点等は検討段階ですが、既存の港湾の利用等も含め、陸域の直接的な改変は極力避ける方針であるため、「陸域の直接的な改変はほとんどない」といたしました。改変の可能性がある場合は、当該改変部に対する予測及び評価を行います。
4-6	225	表4. 1-2計画段階配慮事項として選定する理由又は選定しない理由【海域生態系】	1次	①計画段階配慮手続に係る技術ガイド(環境省)において、水域の生態系は「場の消失の影響だけでなく構造物等の出現に伴う水の流れの変化等の間接的影響によっても重大な影響が生じる可能性があることから、定性的に予測することが望ましい」とされ、その方法の解説がされています。そのため、生態系の項目を選定し、本ガイド等に基づき、可能な範囲で予測評価を行うべきではないか、事業者の見解をお示し下さい。 ②海水は空気よりも粘性や密度が高いため施設の存在によって乱流が発生して海底の堆積物がまきあがるのが知られており、とりわけ浅海域や海底地形の複雑な海域ではその影響は大きいと考えられます。したがって海底で生息したり産卵する生物種には構造物による影響が考えられ、海域や生物種によってはその影響は顕著になる場合があると考えられます。生態系への予測評価については専門家ヒアリングにより動物の生息に重要な海域を把握するなどして手法を検討し、予測評価を実施していただきたいと思いますと考えますが、貴社の対応方針を伺います。 ③①で記載した影響のほか、工事や施設の稼働に伴う水中音による鳥類の採餌環境や渡りへの影響なども想定され、野生生物に広範囲に渡る直接間接の影響が生じるおそれがあります。このため、予測評価の実施に当たっては、洋上風力発電所に係る環境影響評価手法の技術ガイド(令和5年12月 環境省)や先行する国内外の事例等も参考に慎重に行う必要があると考えますが、この点について事業者の見解をお示し下さい。	①「発電所アセスの手引」によると、「海域の生態系は、種の多様性や種々の環境要素が複雑に関与、未解明な部分も多いことから、参考項目として設定しない」とされていることから、配慮書において生態系の項目は選定していません。一方で、「令和5年版技術ガイド」で“海生生物が生息・生育する場”として取り上げているもののうち、潮間帯については「海域に生息する動物」、藻場は「海域に生育する植物」の項で予測及び評価を検討いたします。 ②「令和5年版技術ガイド」において、乱流が発生する範囲は限定的(流速1.0m/s、直径10mの基礎で、10D=100m程度)であることが示されていることから、流れの変化による重大な影響が生じる可能性は低いものと考えております。一方で、海底で生息・産卵する生物種について、造成等による濁りの発生や地形改変・施設存在による影響が想定されることから、海生生物に対する事業の影響については、専門家ヒアリング等を踏まえて調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書にて記載いたします。 ③本事業の予測及び評価にあたっては、「令和5年版技術ガイド」の記載を含め、先行する国内外の事例等を把握するとともに、専門家ヒアリング等を踏まえ、予測・評価の手法を慎重に検討いたします。
			2次	1次回答③に関し、前回の審議会における回答の確認とはなりますが、海生哺乳類に対しても、水中音による影響も踏まえて予測・評価されると考えてよろしいでしょうか。	ご指摘の通り、海棲哺乳類に対しても、水中音による影響も踏まえて予測・評価を実施する予定です。
4-7	225	表4. 1-2計画段階配慮事項として選定する理由又は選定しない理由【人触れ場】	1次	質問番号3-15に対する回答を踏まえ、改めて、人と自然との触れ合いの活動の場を直接改変する予定があるのか、事業者の見解を伺います。	現時点で、海底ケーブルの陸揚げ地点を人と自然との触れ合いの活動の場に設定する予定はございません。
			2次	今後、事業計画を進める中で、人と自然との触れ合いの活動の場を新たに選定する可能性もあると考えますが、新たに選定される場についても、海底ケーブルの陸揚げ地点とはしないことを前提に、事業計画を検討されると解してよろしいでしょうか。	新たに選定される人と自然との触れ合いの活動の場についても、できる限り海底ケーブルの陸揚げ地点とはしない方針で事業計画を検討いたします。
4-8	226	表4. 2-1計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の手法	1次	評価の手法について、「重大な影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを検討」するのではなく、「環境影響の回避又は低減が将来的に可能であることを検討」することとした理由をご教示ください。また、発電所アセス省令のどの条文を踏まえて、評価の手法を決定されたのかをご教示ください。	発電所に係る環境影響評価手引(経済産業省)のP.166には「詳細な予測及び評価は方法書以降の手続で行う」とされています。このため、配慮書段階では、今後の手続で回避又は低減が可能であるかについて評価を実施しています。また、評価の手法は発電所アセス省令第五条(計画段階配慮事項の選定)～第十条(調査、予測及び評価の手法の選定の留意事項)踏まえ、決定いたしました。
4-9	229	図4. 3. 1-1配慮が特に必要な施設及び住宅等の建築物の分布状況	1次	区域周辺の陸地は、海岸近くまで山がちな地形で平野部が少ない状況となっています。そのような地形において海上に設置した風車から発生した騒音が陸上に到達し谷筋を伝わる際、両側の地形を反射して影響が大きくなったり、長距離まで影響が生じる可能性はないのでしょうか。事業者の見解を伺います。	海岸近くまで山がちな地形で平野部が少ない状況となっているため、風車から発生した音が陸上に到達すると、山林での吸収・散乱、地形による様々な方向への反射があり、平野部に比べて陸側への伝搬は小さくなるのが考えられます。谷筋を伝わる際も、両側での反射のたびに樹林により散乱・吸収されるため、平野部に比べてむしろ減衰しやすいと考えられます。さらに、谷筋では川音があるため、風車音は相対的に小さくなるのが考えられます。以上より、谷筋で影響が大きくなったり、長距離まで影響が生じる可能性はないものと考えます。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-10	236	表4.3.3-2(2) 重要な種の主な生息環境 (鳥類)	1次	①オジロワシの生息環境について、森林に印が付いていませんが、塒等で森林を利用する可能性はないでしょうか。 ②ツミ及びハイタカの生息環境に「市街地」とありますが、北海道内でそのような生息情報はあるのでしょうか。	①御指摘のとおり、オジロワシが塒等で森林を利用する可能性もありますので、方法書時に修正いたします。 ②ここで記載しております「市街地」は、市街地近くの樹林地、公園を含む環境での生息の可能性をお示しており、北海道内ではこれらの環境で生息確認の情報があります。
			2次	ツミについて、北海道内の市街地で生息していることを示す文献をお示してください。	野外鳥類学論文集Strix10「日本におけるツミ Accipiter gularisの繁殖状況」(遠藤ほか、1991)P172 6行目以降に、道内の市街地でツミが確認された旨が記載されています。 (https://www.wbsj.org/nature/public/strix/10/Strix10_16.pdf)
4-11	237 243 244 252	表4.3.3-3 表4.3.4-1 表4.3.5-2 専門家等の助言	1次	①記載内容はヒアリング対象者の確認・了解を得たものでしょうか。(過去に対象者から、意図した内容と違う記載がされている、との指摘を受けた事業があります。) ②専門家等による各助言に対する事業者の見解をお示してください。 なお、計画段階配慮手続に係る技術ガイド(環境省)において、「計画段階配慮における調査、予測及び評価の手法の選定の際、既存資料以外の有効な資料の有無、収集した情報の量や妥当性、定量的な予測が可能な手法の有無等を確認する必要がある場合には、専門家等の助言を受けること等により客観的かつ科学的な検討を行う。」とされていることを踏まえ、専門家等による各意見について、配慮書段階での検討の際にどのように活用したのか、また、方法書以降での検討の際に活用される場合にはそのように考える理由を含めた見解をお示してください。 ③専門家等Dの助言にある「環境省レッドリストの準絶滅危惧種であるチヂミコンブには留意して欲しい。」とは、具体的にどのようなことに留意して欲しいということなのか、事業者の見解をご教示ください。 ④陸域に生息する動物について、コウモリ類及び鳥類の重要な種を調査、予測評価の対象としつつ、専門家等の助言対象を鳥類のみとした理由についてご教示ください。 ⑤ヒアリング対象が、分類群毎に1名とされていますが、専門家によって専門分野は様々であり、見解が異なる可能性もあることから、複数へのヒアリングを実施することが望ましいと考えますが、事業者の見解をご教示ください。	①ヒアリング対象者の確認・了解を得て記載をしております。 ②別添資料4-11にお示しいたします。 ③周辺環境から、事業実施想定区域にはチヂミコンブが分布する可能性があるという指摘を受けたものであり、方法書における記載では表現を修正します。なお、分布していた場合の具体的な留意事項についてはご指摘いただいております。専門家ヒアリング等を踏まえて現地調査を行い、実際のチヂミコンブをはじめとする藻類の分布状況を把握するとともに、環境影響について予測及び評価を行います。 ④コウモリ類の主な生息環境は陸域環境で、風力発電機の設定や大規模な土地改変は行わない計画であることから、本事業によりその生息環境へ影響を及ぼす可能性のある鳥類についてのみ、専門家等の助言対象といたしました。 ⑤専門家によって見解が異なる可能性を考慮し、方法書段階では複数の専門家へのヒアリングの実施を検討いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-11	237 243 244 252	表4.3.3-3 表4.3.4-41 表4.3.5-2 専門家等の助言	2次	<p>①1次回答①において、ヒアリング対象者の確認・了解を得て記載した旨を回答いただいておりますが、1次回答③を踏まえると、ヒアリング対象者の意図が十分に伝わる記載となっていないと捉えられます。このため、ヒアリング対象者に図書に記載する内容を確認してもらい、必要に応じて修正した最終原稿に対して了解を得たのかについて、改めてご教示ください。</p> <p>②1次回答②における別添資料4-11について、専門家等Aの助言の5つ目の「鳥類が定期的に集まるホットスポットがあればそこを避けた風車の配置を検討すべきである。」に対し、「風力発電機の設置位置の検討の際に有益な知見と考えるため、方法書以降で活用いたします。」との見解を示していますが、今後ホットスポットがあるかどうかを確認するのか、また、ホットスポットを避けた風車配置とするのか、それぞれ事業者の見解を伺います。</p> <p>③1次回答②における別添資料4-11について、専門家等Bの助言の下から2つ目の「モバイル打設等の工事の場合は、海棲哺乳類が不可逆的な影響を受ける可能性があるため、(中略)生息する海棲哺乳類に配慮してほしい。」に対し、「工事計画の検討の際に有益な知見と考えるため、方法書以降で活用いたします。」との見解を示していますが、方法書において海棲哺乳類に配慮した工事計画が示されると考えて良いのでしょうか。アセス手続のどの段階において、どのような検討を想定されているのか、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>④1次回答②における別添資料4-11について、専門家等Cの助言の5つ目に、「事業実施想定区域の沖合がスケトウダラの産卵場となっている可能性がある。」とあります。また、図書では、海域に生息する動物に係る予測結果において、「スケトウダラは事業実施想定区域の沖合が産卵場となっている可能性がある」(P245)との記載があります。このことを踏まえると、当該専門家等の意見は、配慮書段階の予測の際に活用されていると思われ、方法書以降で活用する旨のみを記載した事業者の見解が正しい内容であるか疑義がありますので、改めて、本意見について、配慮書段階での活用をどのように検討し、どのような対応をしたのかについて、お示しください。あわせて、245ページの予測結果においては、「専門家等から指摘のあった種」等の記載があり、他の意見についても、配慮書段階で活用されているものがあると思われ、事業者の見解として正しい内容が記載されているか疑義がありますので、改めて各意見への対応を確認の上、配慮書段階で活用されているものがある場合には、どの意見をどのように反映したのかをお示しください。</p> <p>⑤1次回答④に関し、方法書作成時にコウモリ類の専門家等へヒアリングを行う必要性について、事業者の見解をご教示ください。なお、そのように考える理由も含めてご回答をお願いします。また、前回の審議会における回答の確認とはなりますが、道南地方の陸上風力発電事業において、コヤマコウモリのバットストライクが確認されていることを踏まえ、調査対象を文献調査で確認されているカグヤコウモリに限定せずに、丁寧な調査をしていただきたいと考えておりますが、ご対応いただけたらと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>①ヒアリング対象者には図書に記載する内容を確認してもらい、修正した最終原稿に対して了解を得ております。</p> <p>②今後ホットスポットの確認方法について助言をいただいた有識者にご指導を仰ぎつつ、調査の対応を検討いたします。また風力発電機設置位置の周辺にホットスポットがある場合についても、有識者にご助言をいただきながら風車配置を検討いたします。</p> <p>③事業計画の熟度が増し、また現地調査結果等を踏まえた予測が可能となる準備書において環境保全措置について検討し、実行可能な範囲で海棲哺乳類に配慮した工事計画をお示しする予定です。</p> <p>④配慮書の第4章の予測について、専門家等の助言を踏まえ検討し、助言を活用した予測結果となります。配慮書段階での活用状況を踏まえ、専門家等B、C及びDの助言に対する事業者見解を修正いたしました。修正内容を別添資料4-11にお示しいたします。修正箇所には下線を引いております。</p> <p>⑤コウモリの移動ルート等の情報収集が必要となるため、コウモリ類への影響について改めて検討し、専門家等へのヒアリングを実施いたします。また専門家等へのヒアリングを実施したうえで、コウモリ類の調査を行う場合は、カグヤコウモリに限定せず丁寧に実施いたします。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 4-20	238	3) 予測結果 (a) コウモリ類	1次	①「施設の存在及び施設の稼働によりこれらの重要な種に重大な影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」とされていますが、洋上風力発電所に係る環境影響評価手法の技術ガイド(令和5年12月 環境省)においては、「施設の稼働に伴い、コウモリ類のバットストライクが生じることが想定される」とされています(P26)。 このため、鳥類と同様に「施設の存在及び施設の稼働による重大な影響が生じる可能性が考えられる。」との予測結果にはならないでしょうか。 「重大な影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」という予測を妥当とする根拠をお示しください。	①文献で確認されているコウモリ類の主な生育環境は内陸部であり、風力発電機の陸域への設置や改変は行わない計画であること、事業区域の沿岸には島なども存在していないため渡りルートになる可能性が低いことを考え、重大な影響を及ぼす可能性は低いと予測いたしました。なお現段階では洋上でのコウモリの生態は不明な点も多いことから、引き続き先行する他の洋上事例の知見や専門家ヒアリング等を通じて最新のコウモリ類の生体情報の収集に努め、方法書以降の手続きにおいてはコウモリ類の調査及び予測・評価に反映するようにいたします。
			2次	②沿岸域の場合、採餌や渡りのためにコウモリが洋上を飛翔している可能性は十分に考えられます。 また、洋上風力発電所に係る環境影響評価手法の技術ガイドにおいては、「コウモリ類の生息・飛翔状況を現地調査で把握し、得られた情報や確認された種の生態等に応じて環境保全措置を検討することが重要」とされている(P42)ほか、「調査時期や調査範囲の設定にあたっては、事前に地域の専門家等にヒアリングを行い、」との留意事項が示されて(P45)います。 このため、文献調査、専門家等へのヒアリングを踏まえて方法書以降ではコウモリ類への影響に関する十分な調査を実施の上、適切に予測及び評価を実施してください。	②現段階では洋上でのコウモリ類の生態は不明な点も多いことから、引き続き文献調査や先行する他の洋上風力の知見、専門家等へのヒアリング等を通じて最新のコウモリ類の生態情報の収集に努め、方法書以降の手続きにおいてはコウモリ類への影響に関する十分な調査を行い、適切に予測及び評価を実施いたします。
4-12	239	2) 評価結果 【陸域動物】	1次	①表4.3.3-3専門家等の助言において、漁港や河口域を中継地とする渡り鳥の存在などが指摘されていることから、主な生息環境や渡りルートが内陸部であることのみにより、鳥類への影響の回避又は低減が図られているとすることは、過小評価とならないでしょうか。事業者の見解を伺います。 ②海岸、沿岸等の海域を主な生息環境とする重要な種については、空域の利用が想定されることから、施設の存在及び稼働による重大な影響の可能性があるとありますが、その他陸域の動物で飛翔を行うものとして昆虫があります。過去審議会の委員からは、(陸上ではありますが)風車のブレードに多数の昆虫が衝突しているという指摘がありました。飛翔性昆虫への影響及びその調査・予測・評価に関する事業者の見解を伺います。 ③方法書作成時に、調査手法を検討されるものと考えますが、洋上風力発電所に係る環境影響評価手法の技術ガイド(令和5年12月 環境省)においては、事業実施区域及びその周辺における鳥類の生息状況や、渡り鳥の飛翔方向・高度等を調査すべきとされています。 このため、専門家が言及しているカンムリウミスズメや文献調査で抽出されているウミスズメなどの鳥類の重要な種について、飛翔高度の調査をどのように行うのか、現段階の想定で構いませんのでご教示ください。 なお、文献その他の資料の調査、現地調査のそれぞれについてご教示ください。	①専門家等の助言では、海鳥であるカモメの中継地・滞在場所に関して指摘を受けており、P4-17(239)にて、指摘内容に該当する海域を主な生息環境とする重要な種の予測評価に言及して記載しております。 ②飛翔性昆虫の生息基盤が海域にはないことから、洋上でのブレードへの衝突による影響は少ないものと考えております。 ③聞き取り、文献調査等で抽出された鳥類の重要な種については、引き続き専門家からの助言を得ながら、文献その他資料調査を進め、最新の情報の把握に努めます。また、これらの種の飛翔高度を把握する現地調査の手法についても専門家からの助言を得ながら、必要情報の把握に努める予定です。
			2次	1次回答③について、ウミスズメ類等の海鳥類の飛翔高度について、専門家のへの聞き取りを踏まえて調査を実施する予定であると考えてよろしいでしょうか。	ウミスズメ類等の海鳥類の飛翔高度については、専門家に調査方法等の助言をいただきつつ、過去の調査事例など情報を収集し、調査の実施を検討いたします。
追加 4-21	239	3) 方法書以降の手続等において留意する事項 【陸域動物】	1次	騒音や風車の影では、累積的影響について考慮する旨の記載がありますが、陸域動物に関しては、そのような記載がありません。鳥類やコウモリ類への影響に関しても、累積的影響について考慮した上で、風力発電機の配置を検討する必要はないでしょうか。事業者の見解をご教示ください。	今後実施予定の現地調査の結果を踏まえて専門家に聞き取りを行います。鳥類やコウモリ類の生息について、周辺他事業の立地環境から累積的影響を受ける可能性が想定される場合は、当該事業における累積的影響も含む環境影響に対する予測評価を実施し、その結果に応じた風力発電機の配置を検討いたします。
4-13	243	表4.3.4-4(1) 専門家等の助言(専門家等B)	1次	意見の概要の6つ目における「松前～江刺周辺」の記載は、正しくは「松前～江差周辺」でしょうか。	正しくは「松前～江差周辺」です。方法書で修正いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-14	247	2)評価結果 【海域動物】	1次	一部長い期間生息する種や、生活史のある時期に回遊をする種が影響を受ける可能性があるとしていますが、どのような種が該当する可能性があり、それらをどの期間調査する予定なのか、事業者の見解をご教示ください。	その生態特性から、ネズミイルカあるいはアカボウクジラが該当する可能性があると考えております。現地調査の期間等の調査手法は、天候等の安全上の制約や専門家ヒアリング等を踏まえて検討し、方法書にて記載いたします。
4-15	253	2)評価結果 【海域植物】	1次	藻場について、地形改変による影響が生じる可能性は低いと評価されていますが、 ①海底ケーブルの敷設に伴い海底の改変が行われるため、藻場への影響が懸念されます。配慮書段階でケーブルについて考慮していないにもかかわらず影響は小さいとするのは過小評価となっている可能性があります。また、敷設箇所及び陸揚げ地点を決定する際、藻場に対してどのような影響が想定され、どのような配慮が必要となるのか、事業者の見解をご教示願います。 ②専門家等の助言では、「工事に伴い生じる懸濁物が孢子や精子、卵に付着するとコンブが生育できなくなる可能性がある。」、「水の流れの変化は広範囲に影響し、コンブの生育に影響を与える可能性も否定できない」とある(p252)ことから、影響が生じる可能性は低いとは言いきれないのではないのでしょうか。事業者の見解をご教示願います。	①本事業は、風力発電機の位置、規模、基礎構造及び海底ケーブルの敷設位置等が検討段階であり、工事の実施による影響を検討するための工事計画まで決まるような熟度でないことから、配慮書段階では工事の実施による影響は対象としておりません。 文献調査により、事業実施想定区域周辺の沿岸部には藻場が存在していることを確認しており、今後、調査、予測及び評価を行う必要があるものと考えております。 なお、海底ケーブルの敷設箇所及び陸揚げ地点は、可能な限り直接的な改変が最小限となるように検討する計画です。 ②本事業は、風力発電機の位置、規模、基礎構造等が検討段階であり、工事の実施による影響を検討する上で必要な熟度でないことから、配慮書段階では工事の実施による影響は対象としておりません。 今後、方法書段階にて、工事の実施による水の濁り、流向・流速について選定の要否を検討した上で、調査、予測及び評価を行い、コンブの定着・生育に対する影響が大きいと予測された場合には、環境保全措置の実施を検討いたします。
4-16	258	1)予測手法 (b)主要な眺望点の景観の変化の程度	1次	垂直視野角をもとに風力発電機の見えの大きさを予測していますが、本事業は海岸線に沿って細長く事業実施想定区域をとっていることや、茂津多岬灯台は高台に位置するため事業実施想定区域付近を見下ろすような位置関係となることから、水平視野角や、俯瞰景への影響についても予測するなど、通常の陸上風力で行っている評価手法だけでなく、影響の程度を評価するための工夫がさらに必要と考えますが、現時点で検討されている事項があれば、ご教示ください。	水平視野角や俯瞰景への影響など、方法書段階で予測評価の手法について今後検討いたします。
4-17	259	3)予測結果 b)主要な眺望点の景観の変化の程度	1次	質問番号3-14に対する回答を踏まえ、予測結果を示す眺望点を追加する必要はないか、事業者の見解をお示しください。 また、眺望点を追加する必要があると判断される場合は、当該眺望点に係る予測結果を示すとともに、評価結果を修正する必要がある場合は、その内容もお示しください。	関係町村へ景観上重要な地点について聞き取り調査を行い、配慮書に記載の眺望点を選定しております。そのため、現時点では眺望点を追加する必要はないものと考えます。
			2次	質問番号3-14に対する2次回答を踏まえ、改めて、予測結果を示す眺望点を追加する必要はないか、事業者の見解をお示しください。 また、眺望点を追加する必要があると判断される場合は、当該眺望点に係る予測結果を示すとともに、評価結果を修正する必要がある場合は、その内容もお示しください。	質問番号3-14に対する2次回答を踏まえ、大平海岸、江ノ島海岸、歌島高原、弁慶岬及び磯谷高原を主要な眺望点として追加いたしました。当該眺望点に係る予測、評価結果を別添資料4-17にお示しします。 なお、方法書では「計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果」を記載しますが、配慮書の当該部分の記載内容を記載することとなっているため、該当箇所を含む4章の記載内容の修正はできないものと考えます。
4-18	261	2)評価結果 b)主要な眺望点の景観の変化の程度	1次	「垂直見込角が5度以上となり、眺望景観への影響が生じる可能性がある」とされていますが、垂直見込角がどの程度になるまで低減することを想定しているのか、それとも、垂直見込角が大きいても一定の条件を満たすことで影響を低減することが可能と考えているのか、事業者の見解をご教示ください。	風力発電機の設置位置や景観と調和した風力発電機の検討など、垂直見込角が大きくても一定の条件を満たすことで景観への影響を低減することが可能と考えております。
			2次	海岸沿いの複数の眺望点について、垂直見込角が「周囲の景観とは調和しえない」（10～12度）と「見上げるような仰角になり、圧迫感も強くなる」（20度）の間となっています。これら主要な眺望点からの眺望に配慮した位置・配置となるように地域との合意形成を図ることが非常に重要となると考えますが、事業者の見解を伺います。	各眺望点からの眺望に配慮した位置・配置となるように地域との合意形成を図ることが重要と考えます。合意形成に向けた対応としては、早期段階に仮の風車配置でフォトモンタージュを作成し施設管理者等にご意見をうかがうことなどが考えられます。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 4-22	262	3) 方法書以降の手続等において留意する事項【景観】	1次	①フォトモニタージュ作成の際は、風力発電設備が視認しやすい晴天の日を想定して作成するとともに、眺望点やゾーニング区分ごとに四季（春季・夏季・秋季・冬季）を通して撮影した写真で複数枚作成してください。 また、使用する写真は35mmフィルム換算の焦点距離50mm相当で撮影するなどし、肉眼で見たときの印象に近くなるように作成をお願いします。	①フォトモニタージュ作成の際は晴天の日を想定して作成するとともに、眺望点やゾーニング区分ごとに四季を通して撮影した写真で必要に応じて複数枚作成いたします。 また、使用する写真は35mmフィルム換算の焦点距離50mm相当で撮影するなどし、肉眼で見たときの印象に近くなるよう作成いたします。 ②風車配置案を設定できる段階で、フォトモニタージュを提示した地域住民等への聞き取り調査等の実施が考えられます。現時点では未定のため、その段階までに実施の是非について検討いたします。
			2次	②今後、地域住民等に対してフォトモニタージュを提示した聞き取り調査等を実施し、その結果を踏まえ、主要な眺望景観への影響が回避又は十分に低減されているかの観点から客観的に評価することが望ましいと考えますが、そのような聞き取り調査等の実施予定はあるのか、事業者の見解を伺います。	
4-19	263 ~ 265	表4. 4-1総合的な評価	1次	①評価の手法は、「環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを検討」とされています（p226）が、当該手法に即した評価がされていません。 このため、各環境要素に対する評価結果について、環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかの検討結果をお示しください。 ②全ての環境要素において、方法書以降の手続等において留意する事項として、「必要な環境保全措置等を検討」とされていますが、現時点想定される環境保全措置の内容について、環境要素毎にお示しください。	①発電所に係る環境影響評価手引（経済産業省）のP. 166には「詳細な予測及び評価は方法書以降の手続で行う」とされており、このため、配慮書段階では、今後の手続で回避又は低減が可能であるかについて評価を実施しております。 各環境要素に対する評価結果について、「方法書以降の手続き等において留意する事項」を実施することにより、環境影響の回避又は低減が将来的に可能であると考えます。 ②配慮書段階において環境保全措置内容は未定となります。環境保全措置の詳細内容の検討は準備書にて行うものと考えておりますが、現段階で考えられる環境保全措置を別添資料4-19にお示しいたします。
			2次	①1次回答の②について、動物に対する環境保全措置として、「風力発電機の設置位置は、鳥類、コウモリ類の主な飛翔経路を避けること」のみが挙げられています。 しかし、春には、環境省レッドリストで準絶滅危惧種に分類されているオオセグロカモメやIUCNレッドリストVU（危急）に分類されているミツコビカモメを含む渡り途中のカモメ類が1カ月弱程度滞在し、対象事業実施区域の全域を利用する事が想定され、そのような場合には、飛翔経路を避けるということではできないのではないのでしょうか。 このため、前回の審議会におけるご回答の確認とはなりますが、環境保全措置の対象として、一時的な稼働停止は、現時点における検討対象としていないと考えてよろしいのでしょうか。事業者の見解をお示しください。 また、対象事業実施区域全域をカモメ類が利用することを踏まえても、一時的な稼働停止を検討対象とせずに代替の環境保全措置により影響を低減できると想定されている理由をお示しいただくとともに、今後、どのような場合には検討対象に加えることを想定されているかについてもお示しください。 ②1次回答の②について、景観に対する環境保全措置として、「風力発電機の色をなじみやすい色とすること」のみが挙げられていますが、主要な眺望点からの主な眺望方向や眺望範囲、利用状況を把握したうえで、風力発電機の配置、高さ、設置基数を検討することは想定されていないのでしょうか。事業者の見解をご教示ください。	